

とっとり企業支援ネットワーク運営要領

(目的)

第1条 とっとり企業支援ネットワークに関する協定書（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき、連携支援体制の運営に必要な事項を定めるものとする。

(支援対象企業)

第2条 協定書第1条の規定に基づき連携支援の対象とする中小企業者は、自己責任と自己判断のもと、経営課題解決に取り組む中小企業者であって、以下のいずれにも該当するものとする。

- (1) 金融機関、商工団体、信用保証協会及び産業支援機関等（以下「企業支援機関」という。）による連携支援が必要な経営課題を有していること。
- (2) 経営課題解決の実現可能性があり、高い取組み意欲を有していること。
- (3) 経営支援に必要な企業情報が、関係する企業支援機関で共有されることについて同意が得られること。

(連携支援事業)

第3条 協定書第2条の規定に基づく連携協力によって実施する連携支援事業は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者からの相談への対応及び連携支援の受付に関すること。
- (2) 経営改善計画の策定・実行に関すること。
- (3) 新事業展開や新分野への進出に関すること。
- (4) 経営革新計画の具体化に関すること。
- (5) 創業、事業承継に関すること。
- (6) その他関係企業支援機関で合意した支援事業に関すること。

(連携推進会議)

第4条 協定書第4条第2項の規定に基づき、次のとおり連携推進会議を設置する。

- (1) 全体連携推進会議（以下「全体会議」という。）
- (2) 圏域別連携推進会議（以下「圏域別会議」という。）

2 全体会議は、とっとり企業支援ネットワーク連携支援体制の運営に関する事項を協議するものとし、全ての企業支援機関をもって構成する。

次の表に掲げる機関がオブザーバー機関として参加する。

機関名
経済産業省中国経済産業局
財務省中国財務局鳥取財務事務所
独立行政法人中小企業基盤整備機構中国本部
独立行政法人日本貿易振興機構鳥取貿易情報センター

株式会社地域経済活性化支援機構
鳥取県中小企業活性化協議会
鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター
鳥取県よろず支援拠点
とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点
一般社団法人鳥取県中小企業診断士協会
中国税理士会鳥取県支部連合会
日本公認会計士協会中国会山陰部会
鳥取県弁護士会
鳥取県行政書士会
INPIT 鳥取県知財総合支援窓口

また、圏域別会議は、東部・中部・西部ごとに設置し、圏域別を実施するネットワーク支援のあり方等について協議を行うものとし、各企業支援機関はいずれかの圏域別会議に参加するものとする。

- 3 連携推進会議の事務局は、鳥取県商工労働部企業支援課が担うものとする。

(実施体制)

第5条 中小企業者に対する具体的な連携支援は、東部・中部・西部の圏域ごとに企業支援機関が連携して実施するものとする。

- 2 前項の圏域別連携支援の円滑な実施を図るため、連携支援に係るコーディネートを、第7条第3項に規定する連携支援事務局（以下単に「連携支援事務局」という。）が担うものとする。

(連携支援)

第6条 各企業支援機関は、中小企業者からの申込み等に基づき、連携支援の支援対象企業を提案しようとする場合は、連携支援に関する十分な説明を行った上で「連携支援にかかる候補企業情報」（様式1）及び「連携支援に関する同意書」（様式2）を次条に定める連携支援事務局に提出するものとする。

- 2 連携支援事務局は、連携支援企業の提案を受けた場合は、関係企業支援機関に対して連携支援への参加を要請するものとする。

この場合において、連携支援事務局が参加を要請する企業支援機関は、連携支援の申込みのあった状況等に応じて原則として次のとおりとする。また、いずれの場合においても、連携支援事務局及び申込みした企業支援機関等が必要と認める機関を加えることができる。

- (1) 商工団体から申込みがなされた場合

当該商工団体、取引先金融機関、鳥取県信用保証協会

- (2) 金融機関又は鳥取県信用保証協会から申込みがなされた場合

取引先金融機関、鳥取県信用保証協会

(3) 中小企業者から申込みがなされた場合

中小企業者の意向を踏まえ連携支援事務局が決定する機関

3 連携支援事務局は、連携支援に参加する企業支援機関（以下「参加企業支援機関」という。）と次の事項に関し合意形成を図るための確認会議（以下「キックオフ会議」という。）を開催するものとする。

(1) 経営課題

(2) 支援方針・目標（外部専門機関活用の必要性を含む）

(3) 参加企業支援機関の決定（オブザーバー機関の参加の必要性を含む）

(4) チームリーダーの必要性

(5) 参加企業支援機関の役割分担（次の①～③を含む）

①チームリーダーを選任することとした場合のチームリーダーの役割に関する
こと

②各参加企業支援機関の具体的な支援の実施状況の把握など連携支援の進捗管理
に関すること（連携支援終了時の「連携支援にかかる実施報告書」（様式3）の
作成及び連携支援事務局への提出を含む。）

③連携支援終了後のフォローに関すること（モニタリングは原則として取引のあ
る金融機関が行うものとする）

(6) 支援スケジュール

(7) その他連携支援を行うために必要となる事項

4 連携支援事務局は、前項のキックオフ会議の開催前に予め、必要に応じて、申込みを行
った企業支援機関等と連携して支援対象企業に聞き取りを行う等して経営課題を明確化
しておくものとする。

5 キックオフ会議終了後は、連携支援事務局は、「連携支援にかかる実施計画書」（様式
3）を作成し、他の参加企業支援機関との連携を図りながら、連携支援を開始するもの
とする。

6 連携支援の終了にあたり、連携支援事務局及び申込みを行った企業支援機関は、連携
支援の結果について支援先企業に十分な説明を行うとともに、支援先企業の要望等に応
じて日常的な支援が継続されるよう関係する企業支援機関に十分な引継ぎを行うものと
する。

（鳥取県経営サポートセンター）

第7条 とっとり企業支援ネットワークによる連携支援を促進するため、県の機関として、
鳥取県経営サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を設置し、専任コー
ディネーターを配置する。

2 サポートセンターは、企業支援機関と日常的・機動的な連携を図りながら、各企業支
援機関からの連携支援に関わる支援対象企業の提案促進、中小企業の経営課題解決促進
を図るものとする。

3 サポートセンターに、とっとり企業支援ネットワークの連携支援事務局を置く。連携
支援事務局は、連携支援の運営事務、前条に規定する各種提出書類に係る対応、連携支

援に関する説明や誘引のための中小企業訪問、中小企業者からの経営相談等の対応、経営再生等に関わる県制度融資の利用企業の状況把握、連携推進会議やキックオフ会議等への参加、その他個別企業の経営支援の推進に必要な事項を行うものとする。

(連絡体制)

第8条 この連携支援体制の総括的な制度運営や個別企業支援のために必要となる連絡体制を確保するため、各企業支援機関は下記の様式に従って担当者氏名等を県に報告するものとする。

- (1) 連携協力体制の運営全般に関する連絡 (別表1様式)
- (2) 個別企業に対する連携支援等に関する連絡 (別表2様式)

(相談企業等への対応)

第9条 各企業支援機関は、中小企業者から連携支援の申し込みがあったものについて、対応ができない場合は、十分な理由説明、助言指導等を行うものとする。

(他の中小企業支援機関との連携等)

第10条 中小企業者の経営再生や経営改善の取組みに対する支援について、より幅広い選択肢や対応が可能となるよう、鳥取県中小企業活性化協議会又は鳥取県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携並びに国のよろず支援拠点の活用など、オブザーバー機関及び他の中小企業支援機関との連携等を確保するものとする。

(外部専門機関の協力確保)

第11条 外部専門機関の活用については、県内の税理士、中小企業診断士、民間コンサルティング会社等との連携を図ることとし、財務分析、経営分析等、企業の経営課題解決に向けた協力を得ることにより、連携支援対象企業の経営課題の明確化等について協力体制を確保するものとする。

- 2 前項の税理士、中小企業診断士、民間コンサルティング会社等の協力要請等に関することは別に定める。

(経費の支弁)

第12条 この連携支援事業において、他の中小企業支援機関との連携、外部専門機関の協力確保等による必要な経費については、県において予算の範囲内で負担するものとする。

- 2 前項の必要な経費の支弁にあたっては、各企業支援機関等は県と事前に協議を行うものとする。

(サービス)

第13条 連携支援活動に従事する企業支援機関の職員のサービスについては、企業支援機関それぞれの関係規程に従うものとする。

(労務災害)

第14条 連携支援活動に係る災害補償については、企業支援機関それぞれが災害補償を行うものとする。

(秘密保持)

第15条 協定書第5条の企業情報等の保護について、各企業支援機関は、他の企業支援機関から提供された情報を、相手方に事前の承諾を得ることなく第三者に開示し若しくは漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報は除くものとする。

(1) 相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、又は相手方からの提供後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの。

(2) 相手方から提供を受けたときに既に保有していたもの、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの。

(3) 法令により開示を求められたもの。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は企業支援機関の協議により定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成24年8月1日から施行する。

(施行期日)

第1条 この要領は、平成24年10月10日から施行する。

(施行期日)

第1条 この要領は、平成24年11月7日から施行する。

(施行期日)

第1条 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

第1条 この要領は、平成25年11月14日から施行する。

(施行期日)

第1条 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

第1条 この要領は、平成28年6月15日から施行する。

(施行期日)

第1条 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年6月3日から施行する。